鉄道事故調查報告書 〔概要版〕

数1 Japan Transport Safety Board

~ 第4種踏切において発生した、列車と通行者との衝突による死亡事故 ~

鉄道事業者名:東日本旅客鉄道株式会社

事 故 種 類:踏切障害事故

発 生 日 時:平成30年2月27日 22時18分ごろ

発 生 場 所:千葉県館山市

内房線 館山駅~九重駅間(単線)

連光寺踏切道(第4種踏切道:遮断機及び警報機なし)

蘇我駅起点87k869m付近

<概要>

東日本旅客鉄道株式会社の千葉駅発千倉駅行きの下り普通第1123M列車の運転士は、館山駅~九重駅間を速度約77km/hで走行中、連光寺踏切道に進入する通行者を認めて非常ブレーキを使用したが、列車は同通行者と衝突した。

この事故により、同通行者が死亡した。

<事故現場付近略図>



※この図は、国土地理院の地理院地図(電子国土 Web)を使用して作成

< 通行者進入方向から見た連光寺踏切道の状況>





<連光寺踏切道から見た下り列車の 見通し状況>



<下り列車から見た連光寺踏切道の 見通し状況(195m程度手前)>



<原因>

- ・本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である連光 寺踏切道に列車が接近している状況において、通行者が同踏切道に進入し、列車と 衝突したことにより発生したものと推定される。
- ・列車が接近している状況において、同通行者が同踏切道に進入した理由については、 同通行者が死亡しているため明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

・踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。 鉄道事業者、道路管理者及び地域住民等の関係者は、本事故が発生したこと及び踏切周辺の状況を踏まえ、同踏切の廃止又は踏切保安設備の整備に関する協議を進め、できるだけ早く方針を定めて、具体的な取組を実施することが望ましい。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、 鉄道事故調査報告書をご覧ください。